

四日市市告示第261号

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する小規模事業者であって、令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉公募要領（以下、「一般型補助金要領」という。）に基づく補助金を受けた事業者に対し、予算の範囲内において上乘せして補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む市内事業者を支援し経営の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、一般型補助金要領において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第3条 この要綱の補助対象者は次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- （1）一般型補助金要領に基づく交付（決定）を受けていること。
- （2）三重県の令和3年度セーフティネット資金融資要綱（新型コロナウイルス感染症対応）に基づき、四日市市が発行する認定書（以下、認定書という。）において、売上高等減少率が20%以上減少していると認定した者。
- （3）市税を滞納していないこと。
- （4）次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 次に掲げるいずれかの法人

（ア）暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

（イ）当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（ウ）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

- (ア) 暴力団員である者
- (イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 市内に本店登記のある法人又は市内に主たる事業所のある個人

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、一般型補助金要領に基づく補助対象経費から交付を受ける補助金の額を差引いた額に補助率1/2を乗じた額。ただし125,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 小規模事業者が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市小規模事業者持続化サポート補助金(一般型)交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 一般型補助金要領に基づく補助事業の実施状況が確認できる書類
- (2) 認定書
- (3) 法人は市内に本店登記または個人は主たる事業所のあることが確認できる書類
- (4) 誓約書(第2号様式)
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、四日市市小規模事業者持続化サポート補助金(一般型)交付決定通知書(第3号様式)により小規模事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行う場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けたものは、速やかに四日市市小規模事業者持続化サポート補助金(一般型)交付請求書(第4号様式)にて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求の基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、小規模事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 一般型補助金要領に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(事業評価)

第10条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 当該事業のために収集した個人情報は、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）に基づき、当該補助事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第12条 この補助金は、四日市市補助金交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付決定を受けた小規模事業者に係る補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

四日市市長 様

申請者 郵便番号
住 所
名 称
氏 名

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）
交 付 申 請 書

みだしの補助金の交付を受けたいので、四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱第 5 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 実施日又は実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 総事業費・補助対象経費・補助金交付申請額

- (1) 補助事業総経費 円
(2) 補助対象経費 円
(3) 補助金交付申請額 円（※ 1）

※上記(2)の額に 1 / 2 を乗じた額 （ただし上限 125,000 円）

3 添付書類

- (1) 一般型補助金要領に基づく補助事業の実施状況を確認できる書類
(2) 認定書
(3) 法人は市内に本店登記または個人は主たる事業所のあることを確認できる書類
(4) 誓約書
(5) 完納証明書の写し
(6) その他市長が必要と認める書類

四日市市長

申請者 郵便番号

住 所

名 称

氏 名

（代表者の署名又は記名押印）

誓 約 書

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）を全額返還することに同意します。

記

- 1 市税を滞納していません。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に定める事業を営んでいません。
- 3 売り上げの減少率が 20% 未満ではありません。
- 4 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営んでいません。
- 5 以下の項目に該当しません。
 - (1) 暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成 23 年四日市市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - (2) 法人である場合、役員が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 6 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。

住 所
名 称
代表者

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）については、四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

四日市市長

記

1 補助金額 金 円

2 補助金交付の条件

- （1）四日市市補助金等交付要綱（昭和 57 年四日市市要綱第 11 号）及び四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱の規定を順守すること。
- （2）この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存すること。
- （3）この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

（代表者の署名又は記名押印）

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付請求書

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱第7条の規定に基づき、補助金を請求します。

補助金額 金

円

振込希望口座	銀行	支店							
	金庫								
	農協	出張所							
	<口座種別> 普通 当座								
	<口座番号>								
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	<口座名義人(フリガナ)>								